

反論書

令和7年3月10日

代表自治紛争処理委員 昇 秀樹 様

審査申立人 愛知県豊橋市今橋町1番地
豊橋市長 長坂 尚登



(連絡先 豊橋市総務部行政課 0532-51-2034 (直通))

豊橋市議会議長が、令和7年2月28日付けで、代表自治紛争処理委員宛て提出した弁明書（6豊議議第579号）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第258条が準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第30条第1項の規定により、反論書を提出する。

第1 弁明書に対する認否

1 「Ⅱ. 豊橋市議会の主張」（1頁）に対する認否

- (1) 第1段落については、認める。
- (2) 第2段落については、争う。

地方自治法の一部を改正する法律（昭和38年法律第99号）の施行により、議会が議決しなければならない事件のうち、「条例で定める重要な契約を結ぶこと。」が、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。」となった。法は、議会と長の間の権限分配について、契約の締結に関する長の権限を、議会が政令の基準を超えて制限することを許容しないものとしたと解すべきである。

- (3) 第3段落目は、豊橋市において直近10年間で、市長が2人退任し、現市長が3人目であること、本件事業は、市民のスポーツ活動の場や、プロスポーツ・コンサートの開催等により、まちの賑わいを生み出すことも目的の一つとしていることは、認める。それ以外は、否認ないしは不知。評価については、争う。

「二元代表制の下で、長の有する広範な権限に対する議会の権限の在り方については疑問を呈さざるを得ない状況」が意味するところが不明である。また、審査申立書で主張したとおり、長の権限に「専ら」属する解除権行使に関する問題であるから、契約解除に向けた申入れを「独断」で行ったという評価は、当たらない。

- (4) 第4段落目及び第5段落目は、争う。

2 「Ⅲ. 審査申立ての理由に対する認否・反論」(3頁)に対する認否

- (1) 「Ⅲ. 審査申立ての理由に対する認否・反論」については、必要な範囲で、認否する。

- (2) 第2の3(1)イ(5頁)の第3段落目は、争う。

豊橋市議会が指摘する箇所は、長が契約を解除する前に、議会に対する説明の機会を速やかに設けなかった点について、一般的に解除をするにあたり、手続的に議会の議決や事前説明をすることが定められているものではないから、違法の問題ではなく、当不当の問題と言わざるを得ない旨を述べているに過ぎない。指摘箇所は法第96条第2項とは関係がないから、豊橋市議会による反対解釈は、前提を欠き、不適切である。

- (3) 第2の3(5)ウ(10頁)については、争う。

豊橋市議会が指摘する平成23年の改正では、議会が条例により追加することができる議決事件から除外されていた法定受託事務について、議決事件に追加することができることとなった。自治事務に関する法第96条第2項の適用範囲は、甲19が出版された平成7年当時と現在とで違いは

ない。そのため、甲19記載の法解釈は、現在においても有効であり、豊橋市議会の指摘は、誤解を誘うものである。

第2 豊橋市議会が指摘する「住民自治」に関する反論

1 「住民自治」の定義、憲法及び法が「住民自治」を保障するために置く制度

- (1) 住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素である（甲67：「憲法」芦部信喜著・岩波書店 283頁）。
- (2) 憲法及び法は、住民自治の原則を具体化するために諸制度を置く。長や議員を住民が直接選挙すること（憲法第93条第2項）の他、条例の制定・改廃請求等の直接請求に関する諸制度（法第74条から第74条の4まで）等がある。

2 本件議案に係る議決こそが、「住民自治」の趣旨に反するものであること

- (1) 豊橋市議会は、議会と従前の長が長期にわたって進めてきた計画が、議会との協議なく、新しい長により突如白紙にされると、法的安定性が大きく害され、住民に不利益を生じさせるので、締結の際に慎重さが求められる契約を解除するような大きな意思決定の際には、住民間の合意形成のために、議会という公開の場で長と議員が議論することが必要不可欠である。そのため、議会による本件議案の議決は、住民自治に資するものであり、議会の権限を超えたものでも、違法なものでもない旨を主張する。
- (2) しかし、豊橋市議会による主張は、原因と結果が逆になっている。住民自治に資するから、本件議決が、議会の権限を超えたものでも、違法なものでもないということにはならない。本件議案が、議会の権限を超えたものでも、違法なものでもないといえて初めて、住民自治に資するのである。

上記のとおり、住民が長を直接選挙することも、住民自治の一環である。長と議会は対等であり、それぞれの役割を果たし、相互の抑制と調和によって、地方自治の公正かつ円滑な運営を実現することが目指されている

(甲20、甲66)。そのため、相互の抑制も、法令により、長と議会それぞれに与えられた権限内で行うことが、住民自治の趣旨であるから、議会が、権限を超え又は法令に違反する方法で長の権限を制限することは、住民自治の趣旨に反する。我が国の地方自治制度は、住民が議員を直接選挙するからといって、普通地方公共団体のあらゆる事柄に関して議会が関与できるということにはなっていない。

したがって、豊橋市議会の住民自治に関する主張は、議会による本件議案の議決が、議会の権限を超えたものでも、違法なものでもないことの根拠とはならない。

3 結論

- (1) 本件議案に係る議決は、法第96条第2項に違反し、議決は、その権限を超え又は法令に違反する。また、法の趣旨に反し不合理なものであるため、内容の適否の实体判断について、裁量権の行使に逸脱又は濫用があり、違法である。
- (2) 議会による、このような議決こそが、住民自治の趣旨に反するものである。

第3 結論

よって、本件議案に係る議決は、「議会の議決がなおその権限を超え又は法令に違反する」ときに該当し、そのような議決を行うことこそが、住民自治の趣旨に反するから、本件議案に係る議決は、取り消されるべきである。

以上